

弁天島海浜公園再整備事業について

弁天島海浜公園再整備事業については、令和2年8月25日付けで、優先交渉権者（弁天島海浜公園再整備事業共同事業体／代表者（株）呉竹荘）との議論を当分の間延期する合意書を締結しました。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う行動制限の緩和により、コロナ禍が一定の収束を見せていることから、優先交渉権者との議論を再開します。

記

1 経緯

- ・令和元年度、民間活力の導入を前提に、公園の土地の賃貸借による再整備事業について公募を行い、選定委員会による審査の結果、10月に「弁天島海浜公園再整備事業共同事業体（代表者：株）呉竹荘」を優先交渉権者として選定した。
- ・契約締結に向けた調整を進めるなかで、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、舞阪地区住民説明会が中止となったことや、市民からの事業に反対する趣旨の陳情書・要望書に対して、市議会において「地元の意見聴取が必要」として継続審議の取り扱いとなったことを受け、3月13日付けで契約締結を令和3年3月末までを目途とする合意書を締結した。
- ・その後、議論再開のタイミングを見計らってきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により見通しが不明瞭な状況となっていたことから、令和2年8月25日付けで事業の完遂に向けた議論を当分の間延期する合意書を締結した。
- ・令和5年度、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に位置付けられるなど、コロナ禍が一定の収束を見せている。

2 スケジュール

- 2月上旬 | 浜名湖弁天島地域活性化協議会関係者に議論再開の通知
- 2～3月 | 優先交渉権者との議論再開に係る合意書内容の調整
- 3月下旬 | 優先交渉権者との議論再開に係る合意書の締結
- 4月～ | 議論再開、地元との調整